

# コーポレートガバナンス

## コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

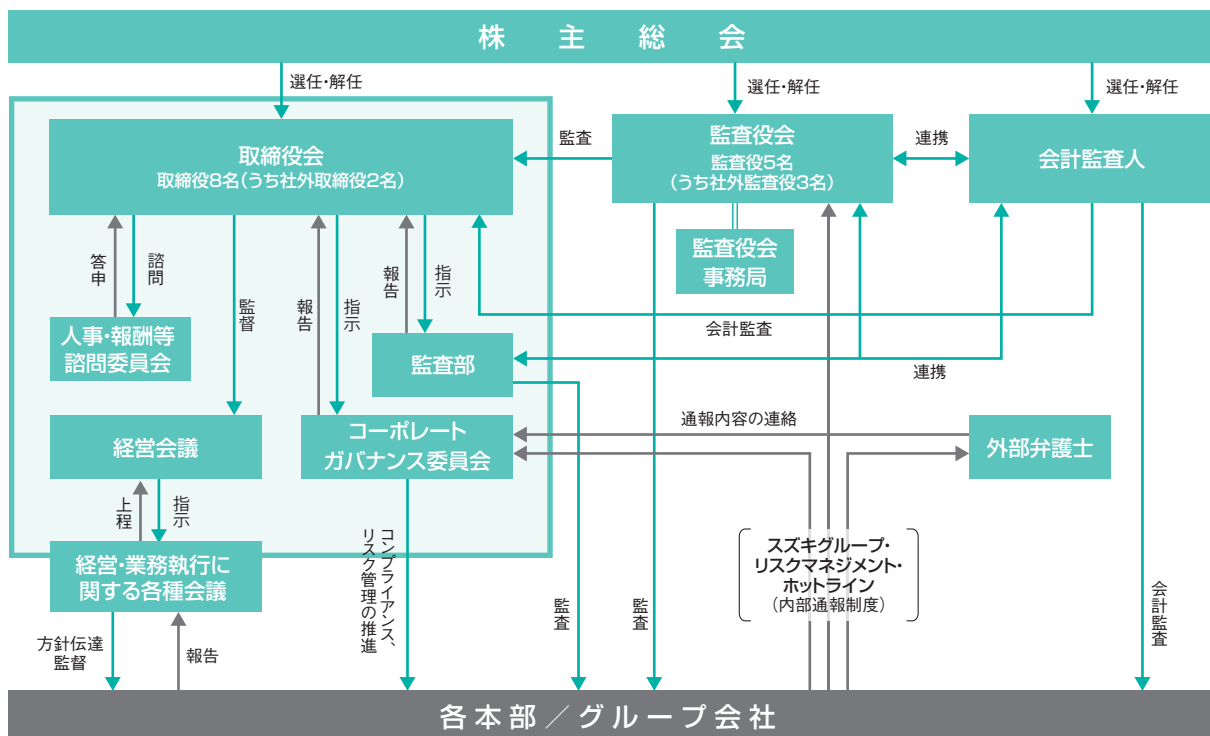
スズキは、従来より、公正かつ効率的な企業活動を旨として、株主各位をはじめ、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーから信頼され、かつ国際社会の中でさらなる貢献をし、持続的に発展していく企業でありたいと考えています。その実現のためには、コーポレートガバナンスの強化が経営の最重要課題の一つであると認識し、様々な対策に積極的に取り組んでいます。

また、ステークホルダーや社会から一層のご信頼を頂けるよう、法令や規則が定める情報の迅速、正確かつ公平な開示を行うほか、当社をよりご理解頂くために有益と判断する情報の積極的な開示にも努め、企業の透明性をさらに高めてまいります。

### コーポレートガバナンス体制の概要

スズキは取締役会による業務執行の監督機能と監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社です。これに加え、取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外役員を委員に含む人事・報酬等諮問委員会を設置すること等により、実効性の高いコーポレートガバナンスを実現できると考え、現在の体制を採用しています。

(2016年10月末現在)



#### [取締役会]

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役2名)で構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、法令や定款に定める事項のほか、経営上の重要な事項を審議基準に基づいて付議し、法令遵守・企業倫理の観点も含めた十分な議論のうえで意思決定を行うとともに、業務執行に対する監督の強化を図っています。

また、専務役員・常務役員制度を導入し、機動的な会社運営、意思決定・業務執行のスピードアップと責任体制の明確化を図っています。

なお、従来より、取締役の経営責任を明確にし、かつ経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、取締役の任期を1年としています。

### 【社外取締役】

一般株主と利益相反が生じるおそれのない、独立性の高い社外取締役を選任することにより、経営監督機能を一層強化するとともに、豊富な経験及び専門的な知見に基づき、当社の成長のために有益な指摘・助言等を頂いています。

### 【経営会議】

代表取締役社長を議長とし、役員等で構成する合議制組織の経営会議において、経営上の重要課題や戦略を横断的かつ総合的に協議するとともに、取締役会への付議事項の事前審議等を行います。

### 【経営・業務執行に関する各種会議】

役員及び本部長・副本部長等が出席する会議として、業務執行にともなう経営課題についての対応策等を審議する各種会議を、内容に応じて週次・月次・臨時・半期毎に開催し重要な情報の共有・早期の課題抽出を密に行っている確かな業務執行が行えるようにし、経営の効率性を高めています。

### 【人事・報酬等諮問委員会】

取締役及び監査役候補者の選任や取締役の報酬の決定における透明性及び客観性の向上を目的として、取締役会の諮問委員会として人事・報酬等諮問委員会を設置しており、同委員会は、委員(5名)の過半数が社外役員(社外取締役2名及び社外監査役1名)です。同委員会では、取締役及び監査役候補者の選任基準や候補者の妥当性、及び取締役の報酬体系・報酬水準の妥当性等を審議し、取締役会は、その結果を踏まえて決定することとしています。

なお、取締役を兼務しない専務役員及び常務役員候補者の選任や報酬に関しても、同委員会の審議の結果を踏まえて決定することとしています。

### 【コーポレートガバナンス委員会】

スズキグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コンプライアンスの徹底やリスク管理等に関する事項を検討し、対策や施策の実行を推進するコーポレートガバナンス委員会を設置しています。

### 【監査役監査】

スズキの監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されています。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行っています。また、取締役等の指揮命令系統から独立した専任のスタッフ部門として監査役会事務局を設置し、監査役の職務の補助体制を強化しています。

なお、常勤監査役1名は、長年にわたってスズキグループの経理業務を担当した経験を有しており、また、社外監査役1名は公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

### 【内部監査】

スズキは内部監査の組織として、幅広い業務分野における内部監査をより充実するために営業・購買・技術・品質・生産等の分野に精通した人員を含む監査部を設置しており、当社及び国内・海外の関係会社の監査により、法令等の遵守状況及び内部統制の有効性を定期的に検証し、その結果を問題点の改善案とともに取締役会及び監査役会に報告しています。

### 【会計監査】

スズキの会計監査については、清明監査法人を選任しています。2015年度のスズキの会計監査業務を執行した公認会計士は、今村 敬、佐藤 浩司の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他6名です。

### 【内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係】

監査部、監査役及び会計監査人は、適宜連携し、遵法性、内部統制面、経営効率面の視点から三様の監査を行っています。

監査役は、会計監査人から、監査計画の報告、四半期レビューの結果報告及び年度監査の実施状況等について、定期的に報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなどして、監査の実施状況を把握するとともに、監査法人としての監査の品質管理に対する取り組みについても報告を受けるなど、適宜意見交換・情報共有を行い、連携の強化に努めています。

また、監査役は、監査部と監査計画並びに監査テーマの調整を行うほか、必要に応じて監査に立ち会い、監査報告会に出席し、また、監査部の行う監査については全ての報告書の提出と説明を受けています。

なお、これらの監査組織と経営企画部門、法務部門、財務部門、IT部門で構成する内部統制専門組織は、適宜、情報交換等を行っています。

### ＜ご参考-社外役員の独立性基準＞

当社の社外取締役及び社外監査役については、その独立性を確保するために、以下に該当する者は、候補者として選定しません。

#### 1.当社及び当社の子会社(以下、本基準において当社グループといいます。.)の関係者

- (1)社外取締役については、現在又は過去において、当社グループの業務執行者<sup>(注1)</sup>である者、又はあった者
- (2)社外監査役については、現在又は過去において、当社グループの取締役、執行役員又は使用人である者、又はあった者
- (3)当社グループの現在の取締役又は執行役員の配偶者又は二親等内の親族

#### 2.取引先、大株主等の関係者

- (1)次のいずれかの業務執行者である者
  - ①当社グループを主要な取引先とする企業<sup>(注2)</sup>
  - ②当社グループの主要な取引先<sup>(注3)</sup>
  - ③当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主
  - ④当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有する企業
- (2)現在又は過去5年間に、当社グループの会計監査人の代表社員又は社員である者、又はあった者
- (3)当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を受けている者<sup>(注4)</sup>
- (4)当社グループから多額の寄付を受けている者<sup>(注5)</sup>
- (5)上記(1)から(4)に該当する者の配偶者又は二親等内の親族

(注1)業務執行者:業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人

(注2)当社グループを主要な取引先とする企業:過去3年のいずれかの事業年度において、取引先グループの直前事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている取引先グループに属する企業

(注3)当社グループの主要な取引先:過去3年のいずれかの事業年度において、当社グループの直前事業年度の連結売上高の2%以上の支払いや連結総資産の2%以上の融資を当社グループに行っている取引先グループに属する企業

(注4)多額の報酬を受けている者:過去3年のいずれかの事業年度において、年1,000万円以上(団体の場合は年間総収入の2%以上)の報酬を受けているコンサルタント、法律や会計の専門家等

(注5)多額の寄付を受けている者:過去3年のいずれかの事業年度において、年1,000万円以上の寄付を受けている者(団体の場合は寄付の目的となる活動に直接関与する者)